

## 4 多摩川沿い地区の景観形成施策

前章で示した景観形成の考え方を踏まえ、多摩川沿い地区の景観形成の3つの基本方針を実現させるための具体的な景観形成施策を次頁以降に示します。

なお、景観形成施策については、

- ①「青梅市の美しい風景を育む条例」に関わる施策
- ②都市計画法や自然公園法、景観法など、その他の制度による規制・誘導策
- ③良好な景観や視点場をつくるための景観整備に関わる施策

の3つに大きく分けることができます。41ページに示す景観形成施策の一覧では、各施策がこれらのどれに該当するのかを示すとともに、特にその施策が必要と考えられる該当地域（上流・中流・下流）も合わせて示します。

## <方針1：多摩川が形づくる崖線の緑を守り育てる>

### ◆ 方向性1：崖線の良好な緑の景観の保全

- (1) 崖線緑地部分を「景観形成地区(※2)」に指定  
⇒民間事業者等による一定規模以上の樹木の伐採を、条例にもとづく届出行為とし、伐採の規制や景観配慮を促す  
⇒やむを得ない理由で伐採する場合の、伐採のルールを定める  
(伐採できる樹種や樹齢、面積あたりの伐採樹木の割合を定める など)
- (2) 崖線緑地の中で、景観的に特に重要と認められる樹林を「特別緑地保全地区(都市緑地法)」等に指定し、樹林の適切な保全に努める
- (3) 神代橋より上流の国立公園区間について、(崖線の樹林部の中で) 自然公園法にもとづく「特別地域」となっていない部分を「特別地域」に指定して、樹木の伐採を規制する
- (4) 民有林の維持管理に対する支援措置等の仕組みづくり
- (5) 崖線緑地のスギ(林)の広葉樹への更新を支援する仕組みづくり
- (6) 斜面崩落箇所等において、必要に応じ、景観に配慮した保護工による対応の要請



崖線緑地については「景観形成地区」への指定等を通じ、伐採の規制や景観配慮を促す



民有林の維持管理に対する支援措置、スギ(林)の広葉樹への更新を支援する仕組みづくりを行う

※2：「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、青梅市の中で、特に重点的な景観形成が必要な地区を市長が指定するもので、景観形成地区に指定されると「景観形成計画」「景観形成基準」が定められます。景観形成地区内では、建築物の建築等を行う際に届出を行い、定められた基準に適合させることが必要になります。



崖線部の崩落箇所等に保護工等の対策を行う場合は、河川管理者や事業者等に景観に配慮した整備となるよう要請していく。

#### <参考：広瀬川沿いにおける緑地保全の取組み>

広瀬川は、仙台市都心部を流れる一級河川で、都心部が広がる河岸段丘の段丘面と川面との間は数十mの高低差の段丘崖となっている。仙台市では昭和49年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し、河川沿いに設定された環境保全区域を対象に、川沿いの土地建物の変更や土・木の採取、木竹の伐採などの規制を行っている。

環境保全区域では木竹の伐採について「特別環境保全区域」「第1種・第2種環境保全区域」の区分に応じて以下のようないくつかの許可基準が設けられており、これよりも大きな木竹の伐採を規制している。

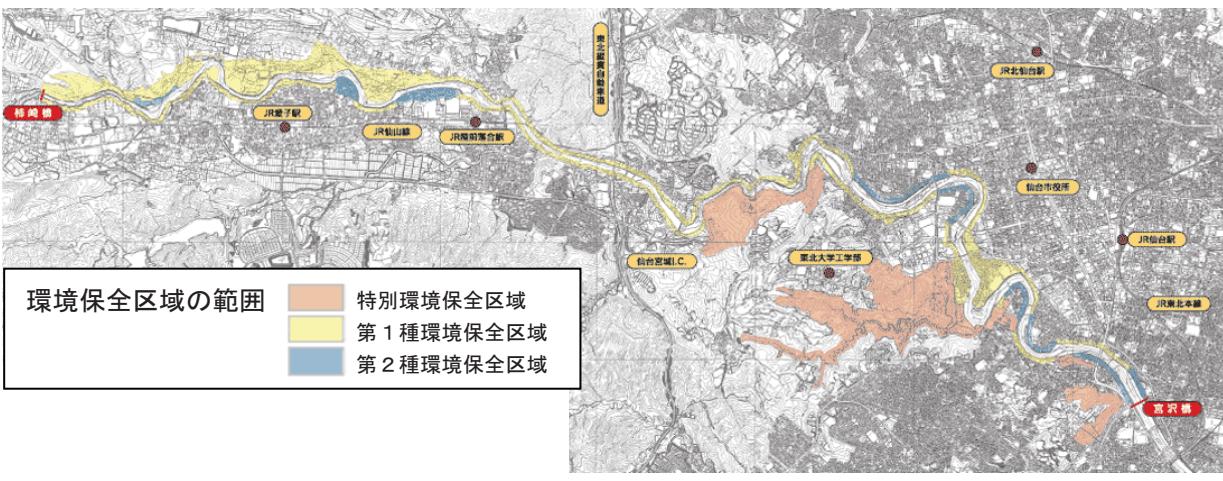


許可基準により3m（もしくは5m）以下の樹木の伐採は可能。また、以下の場合は高さによらず伐採できる場合がある。

- ・林業のための伐採で森林の回復を図る場合
- ・土地の利用上やむを得ない場合で十分な保全措置を行う場合

特別環境保全区域	建築物の存する敷地内に限られ、高さが3m以下（株立ちした木竹は1m以下）であるもの
第1種環境保全区域	河川に接していない土地：高さが5m以下（株立ちした木竹は1m以下）であるもの
第2種環境保全区域	河川に接した土地：高さが3m以下（株立ちした木竹は1m以下）であるもの

※ただし、自然崖に自生しているものを除く



## ＜参考：崖線緑地の維持管理に関する活動事例＞

### ①稻荷緑地の会

立川崖線の緑地を保全するために、下草刈りや不要木の伐採、清掃活動、簡単な植林などの活動を行っている。都所有の樹林地のほか、市有林や民有林でも活動を行っており、民間所有の樹林地で維持管理活動を行う際には市に仲介してもらい連絡調整を行っている。

メンバーは市、近隣町内会、事業者など約60名で、月2回ほど活動しており、活動費として東京都農林水産振興財団の「緑の募金公募事業」の助成を受けているほか、市からは剪定鋏や鎌などの用具類の貸出し支援を受けている。



作業の様子

### ②入間・樹林の会

調布市が実施した「入間町里山復活作戦」のワークショップ参加者を中心として2000年に発足した。メンバーは近隣の住民約15名で、市が所有する雑木林の下草刈りや清掃、植生調査、子ども向け環境学習等の活動を実施している。活動に使用する道具類は、会の発足時に調布市から提供されており、消耗品や道具の不足分については、セブンイレブン記念財団の「東京の緑を守ろうプロジェクト」の助成を受けて補充している。

## ＜参考：崖線の崩壊対策における景観に配慮した保護工の例＞

### ①くもの巣ネット工法

防食加工した高強度なネットをクモ用プレートと補強材で押さえる工法。コンクリートを使用しないため法面全体を緑化でき、様々な勾配の斜面に適用可能。



### ②植栽フレーム工法

縦枠吹付枠と横枠植栽棚により、斜面を保護しながら植生基盤を設置する工法。斜面勾配1:0.3、1:0.5、1:0.8に対応した施工が可能。



### ③階段植生工

急傾斜地などの緑化困難地に対して、階段状金網や土留めシートで植物生育基盤を造成する工法。従来緑化が困難とされてきた1:0.6以上の急傾斜地のモルタル吹付面や岩盤法面にも適用が可能。



※ただし、①②の工法は、急傾斜地事業では採用できない

<方針2：川沿いのまちにふさわしい清らかなまちを創出する>

◆ 方向性2：崖線の縁や背後の山並みに調和した街なみづくり

- (7) 多摩川沿いの景観を考える上で重要なエリアを「景観形成地区」に指定  
⇒市条例にもとづく景観形成基準による色彩・形態・意匠等のデザイン誘導を行う  
⇒右岸側については、川側（北側）が裏面としての印象が強くならないように  
デザイン誘導を行う  
⇒崖線上の建築物については、基礎擁壁部を緑化するなど、周辺の緑との調和  
を促す
- (8) 比較的規模の大きいマンション等については、大規模改修等の際に外壁の色彩  
コントロールを行う（東京都景観計画への適合とともに、市条例施行規則の見  
直しを行い、一般地区においても一定規模以上の建築物は「意匠の変更」を届  
出対象とし、基準にもとづく色彩コントロールを行う）
- (9) 青梅都市計画を見直し、絶対高さ制限付き高度地区のエリアを拡大するなどして、橋梁上など主要な眺望点からの眺めにおいて、背後の山並みの稜線との関  
係にもとづいた建築物の高さのコントロールを行う



右岸側の建築物については、配管設備等  
が川に面する北側に配される傾向があ  
るため、川側（北側）が裏面としての印  
象が強くならないようにデザイン誘導  
を行う



橋梁上など主要な眺望点からの眺めにお  
いて、背後の山並みの稜線との関係にもとづ  
いた建築物の高さのコントロールを行う

◆ 方向性 3：御岳渓谷の玄関口にふさわしい自然と調和した景観づくり

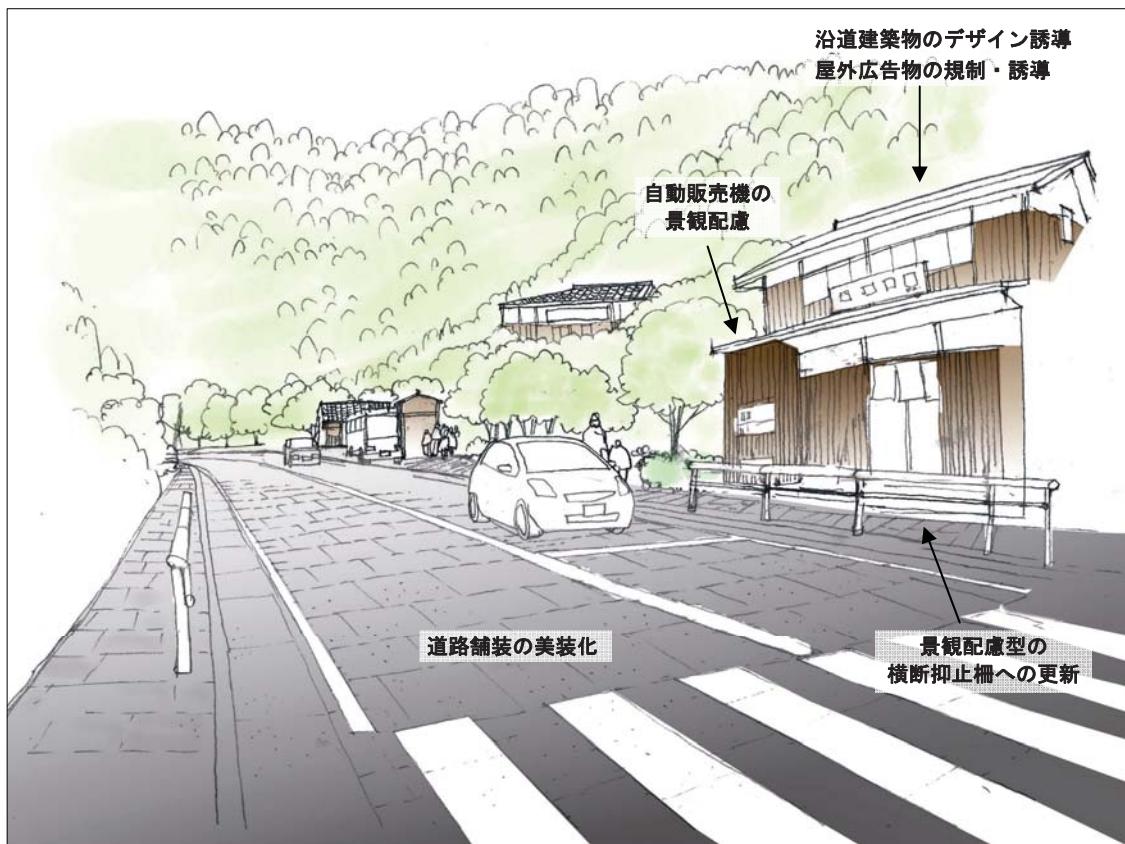
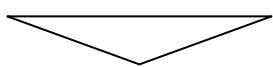
(10) 御岳渓谷周辺を「景観形成地区」に指定

→市条例にもとづく景観形成基準による色彩・形態・意匠等のデザイン誘導を行

う

→市条例にもとづく景観形成基準による屋外広告物等の乱立抑制、デザイン誘導を行う

→崖線上の建築物については、基礎擁壁部を緑化するなど、周辺の緑との調和を促す



◆御嶽駅周辺の景観形成イメージ

#### ◆ 方向性4：多摩川に沿う幹線道路や多摩川へのアクセス道路における景観形成

- (11) 橋梁へのアクセス道路沿いで特に重要なエリアを「景観形成地区」に指定  
⇒市条例にもとづく景観形成基準による色彩・形態・意匠等のデザイン誘導を行う  
⇒市条例にもとづく景観形成基準による屋外広告物等の乱立抑制、デザイン誘導を行う
- (12) 多摩川沿い地区の景観を考える上で重要な施設を「景観形成重要資源(※3)」に指定  
⇒施設の整備・更新にあたって、必要に応じ景観への配慮がなされるよう管理者と協議していく
- (13) 都の屋外広告物条例にもとづく屋外広告物の規制誘導の促進（神代橋より上流の青梅街道、吉野街道等は「国立公園の普通地域に関わる道路」として『禁止区域』に指定されており、本条例にもとづく規定を徹底する）



多摩川に並行して走る青梅街道や吉野街道、および多摩川に架かる橋梁に至る道路は、多摩川沿い地区の景観を考える上で重要であるため、路面舗装や道路付属物等の更新にあたって、必要に応じて景観への配慮がなされるよう管理者と協議していく



青梅街道や吉野街道沿いについては、屋外広告物等の乱立抑制、デザイン誘導を行う

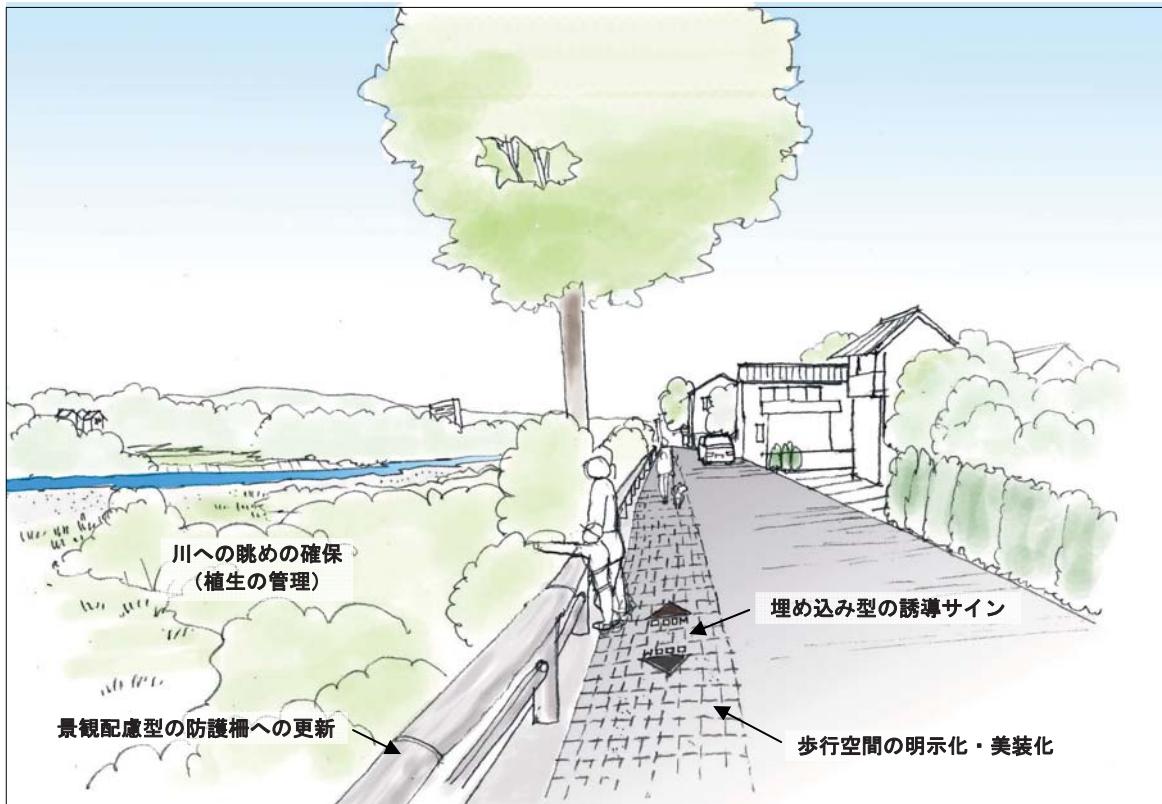
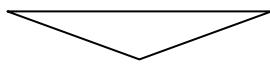
（出典：「那須町景観計画」平成20年3月）

※3：景観の形成に重要な価値があると認める建造物等で、市長が指定するもの。

<方針3：多摩川を身近に感じることができる場の充実を図る>

◆ 方向性5：多摩川を眺めることができる視点場の創出と魅力向上

- (14) 多摩川沿いの公園や広場等を「河畔視点場」として位置づけ、必要な景観配慮や魅力づくりを行う（適切な下草管理などにより崖線の緑の連続を保ちながら眺望を確保、見晴らし台の整備、透過性の高いフェンス等への更新 など）
- (15) 多摩川沿いの道を「河畔散策路」として位置づけ、必要な景観配慮や魅力づくりを行う（景観に配慮した防護柵への更新 など）
- (16) 橋詰広場の整備・改良による、川を眺める良好な視点場の創出、快適性の向上



◆河畔散策路の景観形成イメージ

## ◆ 方向性6：川を楽しむ散策コースの連続性確保・川へのアクセス性向上

- (17) 既存の道路・遊歩道を活用しながら、安全・快適に通行できない区間について  
はその改善を図り、川を楽しむことができる散策コースの連続性を高めるとともに、サイン等の必要な整備を行う
- (18) 川へのアプローチ道路の明示化  
(カラー舗装や案内サインの整備など)



川沿いの回遊性と川へのアクセス性を向上させるため、サイン等の必要な整備を行う（写真はイメージ）

## ◆ 方向性7：多摩川と触れ合う水辺空間の魅力向上

- (19) 御岳渓谷遊歩道の魅力向上（定期的な施設メンテナンスなど）
- (20) 釜の淵公園の魅力向上（柵、看板類等における景観に配慮した素材、製品への更新など）
- (21) 多摩川におけるバーベキュー場やカヌー、ボルダリング等の河川利用に関するルールを河川管理者と調整の上策定し、看板やパンフレット等による啓発活動を行う
- (22) 「○○淵」や「○○川原」など、多摩川に関わる地名、呼び名に関する調査・情報発信を行う



釜の淵公園に設置されている柵や看板類等については、景観に配慮した素材、製品を用いることで、更なる魅力向上を図る



川原でのバーベキュー等については、明確なルールをつくり、看板やパンフレット等による啓発活動を行う

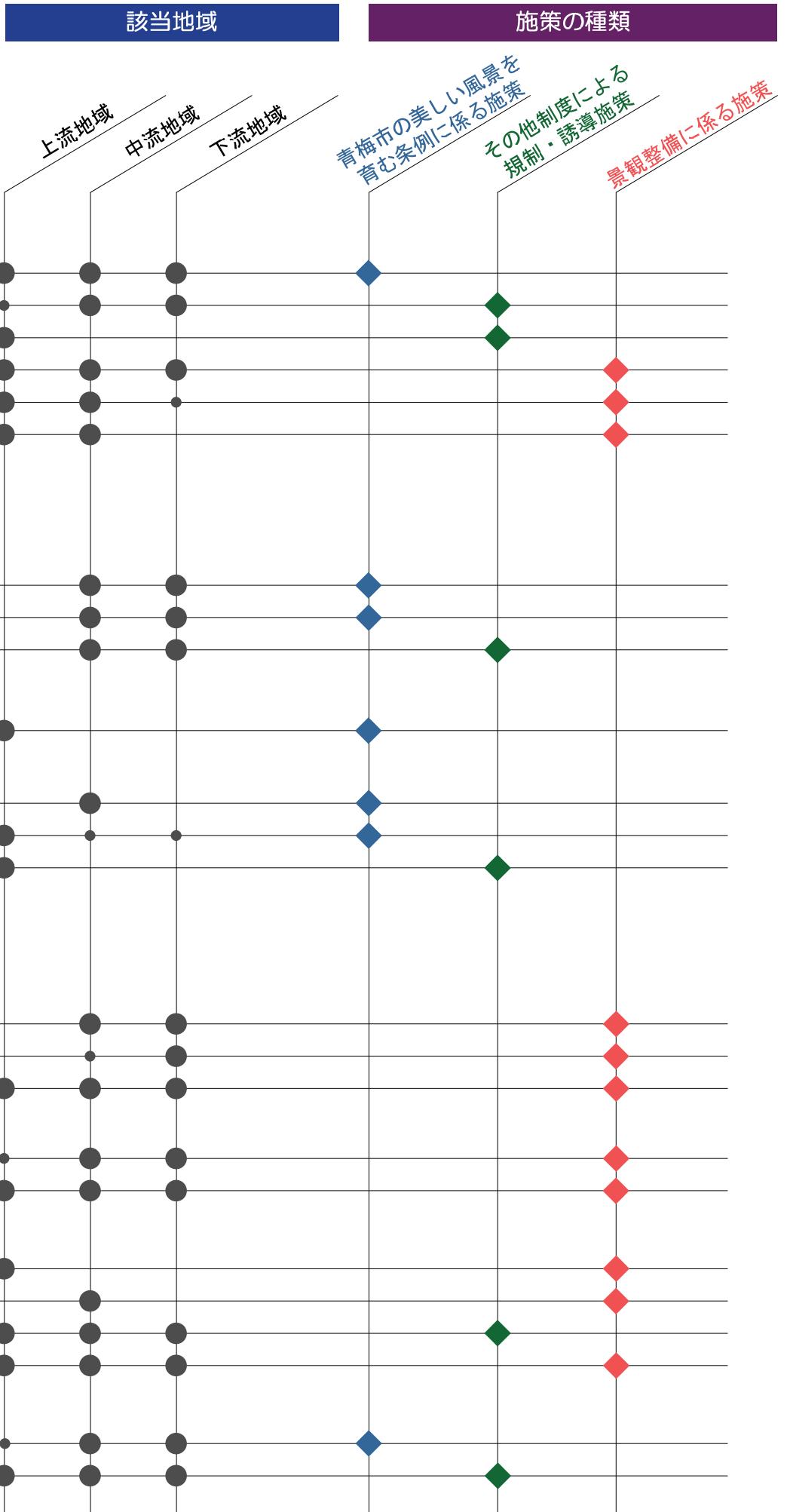
◆ 方向性8：河川景観と調和した施設づくり

- (23) 多摩川の河川景観を考える上で重要な施設を「景観形成重要資源」に指定  
→施設の整備・更新にあたって、必要に応じ景観への配慮がなされるよう管理者と協議していく
- (24) 橋梁およびその付属施設のデザインや色彩等に関するガイドラインの策定



護岸等の河川管理施設や、橋梁およびその付属施設（高欄等）については、更新、新設にあたって、必要に応じ景観への配慮がなされるよう管理者と協議していく

## ■ 景観形成施策



### 方針1 多摩川が形づくる崖線の緑を守り育てる

#### 方向性1 崖線の良好な緑の景観の保全

- (1) 崖線緑地部分を「景観形成地区」に指定 ⇒ 民間事業者等による樹木の伐採規制・伐採のルールづくり
- (2) 景観的に特に重要な崖線緑地を「特別緑地保全地区（都市緑地法）」等に指定 ⇒ 樹林の適切な保全
- (3) 神代橋より上流について、崖線の樹林部を自然公園法にもとづく「特別地域」に指定 ⇒ 樹木の伐採規制
- (4) 民有林の維持管理に対する支援措置等の仕組みづくり
- (5) 崖線緑地のスギ（林）の広葉樹への更新を支援する仕組みづくり
- (6) 斜面崩落箇所等において、必要に応じ、景観に配慮した保護工による対応の要請

### 方針2 川沿いのまちにふさわしい清らかなまちを創出する

#### 方向性2 崖線の緑や背後の山並みに調和した街なみづくり

- (7) 特に重要なエリアを「景観形成地区」に指定 ⇒ 景観形成基準による色彩・形態・意匠等のデザイン誘導
- (8) マンションの大規模改修時等における外壁の色彩コントロール
- (9) 橋梁上など主要な眺望点からの眺めにおいて、背後の山並みの稜線との関係にもとづいた高さのコントロール

#### 方向性3 御岳渓谷の玄関口にふさわしい自然と調和した景観づくり

- (10) 御岳渓谷周辺を「景観形成地区」に指定 ⇒ 景観形成基準による色彩・形態・意匠等のデザイン誘導

#### 方向性4 多摩川に沿う幹線道路や多摩川へのアクセス道路における景観形成

- (11) 橋梁へのアクセス路沿いで重要なエリアを「景観形成地区」に指定 ⇒ 景観形成基準に基づく色彩・形態・意匠等のデザイン誘導
- (12) 多摩川沿い地区の景観を考える上で重要な施設を「景観形成重要資源」に指定 ⇒ 整備等に際し、管理者と協議の実施
- (13) 都の屋外広告物条例にもとづく屋外広告物の規制誘導の促進（禁止区域「国立公園の普通地域に係る道路」に関する規定の徹底）

### 方針3 多摩川を感じることができる場の充実を図る

#### 方向性5 多摩川を眺めることができる視点場の創出と魅力向上

- (14) 多摩川沿いの公園や広場等の「河畔視点場」としての位置づけ ⇒ 必要な景観配慮、魅力づくり
- (15) 多摩川沿いの道の「河畔散策路」としての位置づけ ⇒ 必要な景観配慮、魅力づくり
- (16) 橋詰広場の整備・改良による、川を眺める良好な視点場の創出、快適性の向上

#### 方向性6 川を楽しむ散策コースの連続性確保・川へのアクセス性向上

- (17) 既存道路・遊歩道を活用した川を楽しむ散策コースの連続性の向上、サイン等の必要な整備の実施
- (18) 川へのアプローチ道路の明示化（カラー舗装や案内サインの整備など）

#### 方向性7 多摩川と触れ合う水辺空間の魅力向上

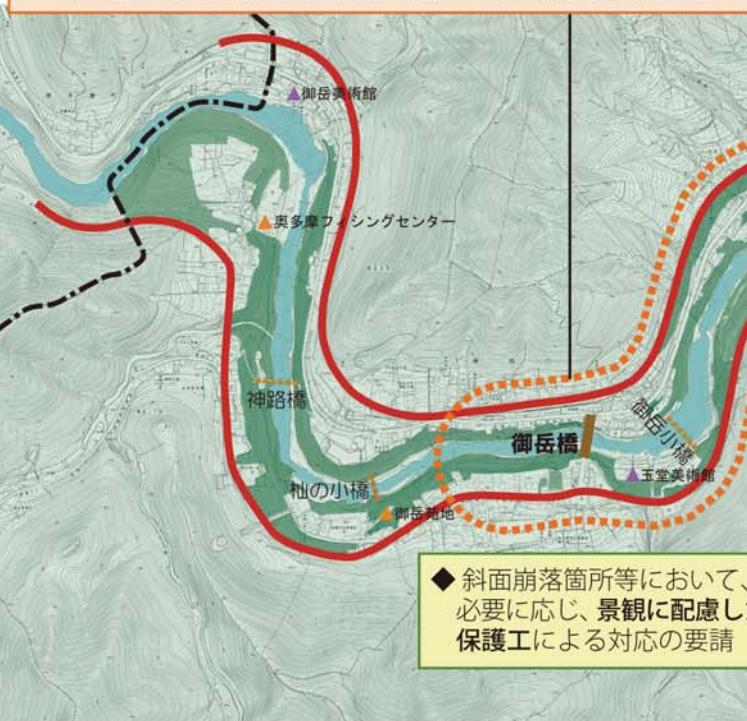
- (19) 御岳渓谷遊歩道の魅力向上（定期的な施設メンテナンスなど）
- (20) 釜の淵公園の魅力向上（柵、看板類等における景観に配慮した素材、製品への更新など）
- (21) バーベキュー・ボルダリング等の河川利用に関するルールづくり、看板等による啓発活動の実施
- (22) 「○○淵」や「○○川原」など、多摩川に関わる地名、呼び名に関する調査・情報発信

#### 方向性8 河川景観と調和した施設づくり

- (23) 多摩川の河川景観を考える上で重要な施設を「景観形成重要資源」に指定 ⇒ 整備等に際し、管理者と協議の実施
- (24) 橋梁およびその付属施設のデザインや色彩等に関するガイドラインの策定

## ■景観形成施策（上流地域・中流地域の一部）

- ◎ 御岳渓谷周辺を「景観形成地区」に指定
  - ⇒市条例にもとづく景観形成基準による色彩・形態・意匠等のデザイン誘導を行う
  - ⇒市条例にもとづく景観形成基準による屋外広告物等の乱立抑制、デザイン誘導を行う
  - ⇒崖線上の建築物については、基礎擁壁部を緑化するなど、周辺の緑との調和を促す

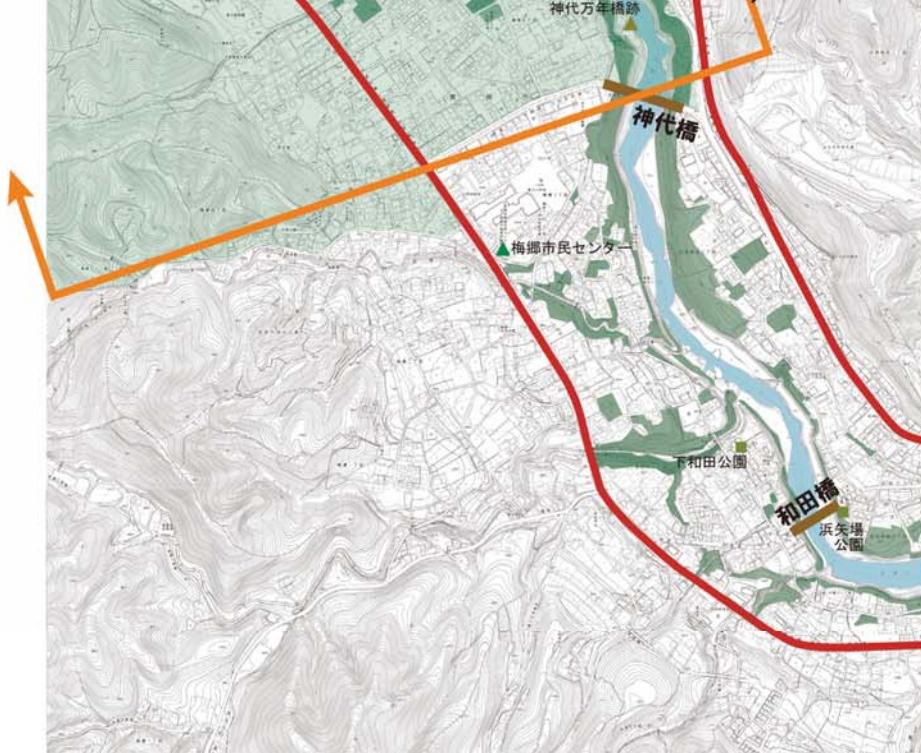


- ◆ 斜面崩落箇所等において、必要に応じ、景観に配慮した保護工による対応の要請

- ◆ 崖線緑地のスギ（林）の広葉樹への更新を支援する仕組みづくり

- 神代橋より上流の国立公園区間について、（崖線の樹林部の中で）自然公園法にもとづく「特別地域」となっていない部分を「特別地域」に指定して、樹木の伐採を規制する

- 都の屋外広告物条例にもとづく屋外広告物の規制誘導の促進（神代橋より上流の青梅街道、吉野街道等は「国立公園の普通地域に係る道路」として『禁止区域』に指定されており、本条例にもとづく規定を徹底する）



### <全域に関わる施策>

- ◎ 崖線緑地部分を「景観形成地区」に指定
  - ⇒民間事業者等による一定規模以上の樹木の伐採を、条例にもとづく届出行為とし、伐採の規制や景観配慮を促す
  - ⇒やむを得ない理由で伐採する場合の、伐採のルールを定める（伐採できる樹種や樹齢、面積あたりの伐採樹木の割合を定めるなど）

- ◆ 民有林の維持管理に対する支援措置等の仕組みづくり

- ◎ 多摩川沿い地区の景観を考える上で重要な施設を「景観形成重要資源」に指定
  - ⇒施設の整備・更新にあたって、必要に応じ景観への配慮がなされるよう管理者と協議していく

- 橋梁およびその付属施設のデザインや色彩等に関するガイドラインの策定

- ◆ 橋詰広場の整備・改良による、川を眺める良好な視点場の創出、快適性の向上

- ◆ 既存の道路・遊歩道等を活用しながら、安全・快適に通行できない区間についてはその改善を図り、川を楽しむことができる散策コースの連続性を高めるとともに、サイン等の必要な整備を行う

- 多摩川におけるバーベキュー・カヌー、ボルダリング等の河川利用に関するルールを河川管理者と調整の上策定し、看板やパンフレット等による啓発活動を行う

- ◆ 「○○淵」や「○○川原」など、多摩川に関わる地名、呼び名に関する調査・情報発信を行う

### ◎：「青梅市の美しい風景を育む条例」に係る施策

- ：その他制度による規制・誘導施策

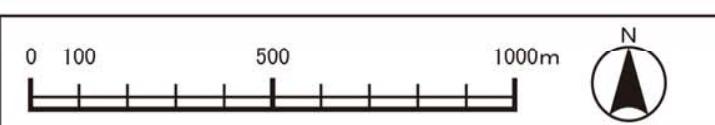
- ◆：景観整備に係る施策

方針1に関わる施策

方針2に関わる施策

方針3に関わる施策

- <主要施設・資源>**
- |                |              |        |
|----------------|--------------|--------|
| 景観形成<br>重点検討区域 | ▲ 市役所・市民センター | ▲ 文化財  |
| 緑地             | ▲ スポーツ施設     | ▲ 神社仏閣 |
| 国立公園           | ▲ 文化施設       | ■ 公園   |
|                | ▲ 観光施設・資源    |        |



## ■ 景観形成施策（中流地域の一部・下流地域）

